

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【公開番号】特開2016-209211(P2016-209211A)

【公開日】平成28年12月15日(2016.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-068

【出願番号】特願2015-94445(P2015-94445)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/472 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/18 3 7 0

A 6 1 F 13/18 3 6 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月5日(2017.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

長手方向及び幅方向を有し且つ当該長手方向に折り畳まれた吸收性物品と、収納空間を備え、前記収納空間に前記吸收性物品を気密状態で収納する包装体とを含む、吸收性物品の個包装体であって、

前記包装体が包装シートにより構成されており、前記包装体が、前記吸收性物品と一緒に、1以上の折軸を基点に折り畳まれている前記包装シートにより区画される前記収納空間と、折り畳まれた前記包装シートを、前記長手方向の両側部においてシールしている、一対のシール部とを有し、

前記包装シートが、前記1以上の折軸により2以上のシート片に区画され、そして前記2以上のシート片のそれぞれが、気密層と、当該気密層よりも融点の低い融着層とを含み、

前記一対のシール部のそれぞれにおいて、お互いに隣接する2つの前記シート片の融着層同士が融着しており、

前記一対のシール部のそれぞれにおいて、お互いに隣接し且つ融着している2つの前記シート片の融着層同士の剥離力が、お互いに隣接する2つの前記シート片のそれぞれにおける、前記融着層及び前記気密層の間の剥離力よりも小さく、そして

前記一対のシール部のそれぞれが、25mm当たり10.0N以下の剥離強度を有する、

ことを特徴とする、前記個包装体。

【請求項2】

前記一対のシール部のそれぞれにおいて、お互いに隣接し且つ融着している2つの前記シート片の融着層の一方又は両方の融着面が、コロナ処理又はプラズマ処理されている、請求項1に記載の個包装体。

【請求項3】

前記一対のシール部のそれぞれにおいて、お互いに隣接する2つの前記シート片の気密層同士が融着していない、請求項1又は2に記載の個包装体。

【請求項4】

前記一对のシール部のそれぞれにおいて、前記融着層の厚さが、前記気密層の厚さよりも厚い、請求項1～3のいずれか一項に記載の個包装体。

【請求項5】

前記融着層が、ポリオレフィン系ポリマーであり、そして前記気密層が、エチレンビニルアルコールコポリマー、塩化ビニリデン系ポリマー、ポリビニルアルコール、及びナイロンから成る群から選択される、請求項1～4のいずれか一項に記載の個包装体。

【請求項6】

請求項1～5のいずれか一項に記載の、複数の個包装体を含む、吸収性物品のパッケージ。

【請求項7】

請求項1～5のいずれか一項に記載の個包装体の製造方法であって、

前記包装シートを、前記吸収性物品と一緒に、1以上の折軸を基点に折り畳み、前記収納空間を形成するステップ、及び

折り畳まれた前記包装シートを、前記長手方向の両側部において、前記融着層の軟化点超且つ前記気密層の軟化点未満の温度でシールすることにより、折り畳まれた前記包装シートに、一对のシール部を形成するステップ、

を含む、前記製造方法。

【請求項8】

前記融着層の前記軟化点が、前記気密層の前記軟化点よりも10～50低い、請求項7に記載の方法。